

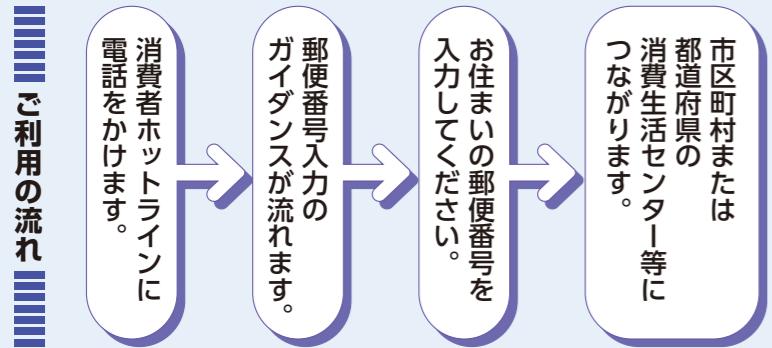
困ったときや不安なときは、
一人で悩まずに早めに相談!!

【消費者ホットライン
(全国共通)

☎ 188 [イヤヤ!
イヤヤ! 嫌や! 泣き寝入り!!]

★消費生活にかかる各種トラブルに遭ったときに、相談窓口の連絡先がわからない場合でも、「消費者ホットライン」に電話をかければ、お住まいの市区町村・都道府県の消費生活センター等の相談窓口に、年末年始を除いて毎日つながります。

★消費生活センターでは、トラブル解決のための対処法などのアドバイスやあっせん(事業者との交渉)を行っています。



※土曜・日曜・祝日(年末年始を除く)は、市区町村や都道府県の消費生活センター等が開所していない場合、国民生活センターにつながります。

※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話では利用できません。

【法テラス・サポートダイヤル
(全国共通) ☎ 0570-078374 おなやみなし】

★トラブルの内容に応じて、解決に役立つ法制度や手続き、最適な相談窓口を専門のオペレーターが案内します。(IP電話からは☎ 03-6745-5600へ)

※法テラス(日本司法支援センター)は、消費者被害など各種法的トラブルの解決を支援するために国が設立した法人です。

【警察総合相談
(全国共通) ☎ #9110 (ダイヤル回線および一部のIP電話ではつながりません。)】

福島県消費生活センター

【所在地】福島市中町8-2(自治会館1階)

●来所相談:月曜~金曜日
(午前9時から午後4時30分まで)
※原則事前予約制(祝日、年末年始を除く)

●駐車場は県庁駐車場をご利用ください

☎ 024-521-0999(相談専用)

※月曜から金曜日/午前9時から午後6時30分まで
※原則毎月第4日曜日/午前9時から午後4時30分まで
(祝日、年末年始を除く)



くらし安全安心だより

「自分はだまされない」という人ほど危ない?

>>>>> オレオレ詐欺は他人事ではありません <<<<



【電話を受けてしまったら…】

■ いったん切って、本人かどうか確認!

- 相手の話だけですぐに信用しないで、こちらから本人に連絡をとって確認しましょう。
- 連絡がとれないなど、困ったときは一人で悩まず、警察や消費生活センター等に相談しましょう。

★家族のなかで電話での合言葉を事前に決めておくことも、被害防止に役立ちます。



下郷町役場町民課
☎ 69-1133

こんなときは、どうしますか？

悪質商法や詐欺の被害に遭わないために実行しましょう！

◆知らないセールスマンが突然、訪ねてきたら…



家に上げないで応対！

- いったん家に上げてしまうと、長時間居座られて執拗・強引な勧誘を受け、「早く帰ってほしい」という気持ちから不必要な契約をしたり、言葉巧みな話術に乗せられて高額な契約を結んだりしてしまうことにもなりかねません。



◆商品やサービスが必要のないものだったら…



キッパリ断る！

- 「今日は忙しいので…」といったあいまいな返事をせず、「いません」、「関心がありません」、「お断りします」などと、契約する気がないことをはっきり伝えましょう。



◆電話の相手が警察官などを名乗ったら…



電話番号を聞き、正しい番号かどうか確認！

- 自宅にやってきた警察官や金融機関職員などを装う者にキャッシュカードをだまし取られたり、カードを偽物とすり替えられたりする被害が多発しています。
- 相手の電話番号を聞いていったん切り、104番号案内や電話帳で確かめましょう。



◆身に覚えのない請求のメールやはがきが届いたら…



無視し、相手には絶対に連絡しない！

- もし一度でも支払ってしまうと、標的にされ、次々に請求されることになってしまいます。
- また、相手に連絡すると、やり取りのなかで新たな個人情報を知られてしまい、その情報をもとにさらに金銭を要求される危険があります。



金融機関を装った詐欺メールによる被害が急増しています！

★金融機関からのお知らせを装った電子メールやSMSを送り、「情報確認のため」などと偽って、本物のサイトとそっくりに作った偽サイトに誘導し、口座番号や契約者番号、ID、パスワードなどを入力させて個人情報を盗み取る「フィッシング」による被害が急増しています。インターネットバンキングの口座から犯人の口座に不正に送金され、現金を引き出されてしまうなどのケースが多発していますので注意しましょう。

※SMS(ショートメッセージサービス)…スマートフォン・携帯電話同士で、電話番号を宛先に文字メッセージをやり取りするサービス。

被害防止のポイント1

◆金融機関を名乗ったあやしいメールに注意する

- 「口座が不正利用されている」、「暗証番号が失効」などと不安をあり、手続きを求めてきますが、金融機関が電子メールなどでパスワードなどの入力を求めることはあります。



被害防止のポイント2

◆電子メールなどに記載されたリンク(サイト)にはアクセスしない

- 金融機関のサイトで個人情報を入力する場合は、事前に正規のアドレスをブックマーク(お気に入り)に登録しておき、ブックマークからアクセスするようにしましょう。

不審なサイトに個人情報を入力してしまったら、すぐに金融機関の問い合わせ窓口に相談しましょう。

振り込め詐欺の被害に遭ったら…

すぐに警察や金融機関に連絡しましょう！

★オレオレ詐欺や架空請求詐欺などの「振り込め詐欺」の被害に遭っても、「振り込め詐欺救済法」に基づき、振り込んでしまったお金が戻ってくる可能性があります。

★被害に遭ってしまったら、まず警察に、その後すみやかに関係した金融機関に連絡してください。金融機関は、警察からの情報提供などにより、振り込んだ口座が犯罪に利用された疑いがある場合は、その口座を凍結(取引停止)します。

★後日、金融機関に申請することで、被害額や振り込んだ口座の残高、被害者数に応じて、被害額の全部または一部を「被害回復分配金」として受けることができます。

※現金を犯人に直接手渡してしまった、宅配便などに現金を同封して送ってしまったなど、振り込み以外のケースには適用されません。

